

用語解説

か ○ 仮釈放

再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的として、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間(残刑期間)が満了するまで保護観察に付することをいう。

き ○ 起訴猶予

不起訴処分のうち、犯罪事実が明白な場合において、犯罪の軽重、犯罪等をした人の性格、年齢や境遇などの情状から、訴追を必要としないときにする処分をいう。

○ 矯正施設

犯罪等をした人を収容する施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院)の総称。

○ 協力雇用主

犯罪・非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解したうえで雇用し、立ち直りを支援する事業主をいう。

○ 居住支援法人

住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人。

け ○ ケアラー

依存症や発達障害等を含め、様々な理由により援助を必要とする親族や友人等の身近な人に対し、無償でケアを提供する者をいう。

○ 刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。

○ 刑事司法関係機関

主に、検察庁、矯正施設、保護観察所のことをいう。

○ 刑法犯

窃盗、傷害、詐欺など「刑法」等の法律に規定する犯罪をいう。

○ 刑務所

主として受刑者を収容し、刑の執行を通じて、改善更生や円滑な社会復帰に向けた様々な処遇を行う施設。

○ 刑務所出所者等就労奨励金制度

保護観察対象者等(仮釈放者、仮退院者又は満期釈放・退院後の更生緊急保護対象者)を雇用して指導に当たる協力雇用主に対して、年間最大72万円を支給する制度。

○ 検挙者

警察等が検挙した事件の被疑者のことをいう。なお、検挙とは、被疑者を特定し取り調べることをいう。

こ ○ 拘禁刑

令和7年6月1日の改正刑法の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、新たな刑として創設。個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな処遇の実現により、効果的な改善更生と円滑な社会復帰を図ることを目的とする。

○ 更生緊急保護

保護観察所が、満期釈放者や起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合に、その人の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずることをいう。

○ 更生保護

犯罪等をした人を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のことをいう。

○ 更生保護施設

主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援する施設。

○ 更生保護女性会
女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための支援活動などを行うボランティア団体。

○ 拘置所
被告人、被疑者など、主に刑の確定していない人を収容する施設。

さ ○ 再犯者
前に犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人をいう。

○ 再犯者率
検挙者に占める再犯者の割合をいう。

し ○ 自助グループ
依存症等の同じ問題を抱えた人たちが自発的につながり、依存症等からの回復を目指す活動団体。

○ 社会を明るくする運動
すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪等をした人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動のことをいう。毎年7月を強調月間として各地で様々な取組が行われている。

○ 重層的支援的支援体制整備事業
地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

○ 住宅確保要配慮者
低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している人、矯正施設退所者など住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。

○ 就労支援事業者機構
犯罪や非行のない安全で安心な社会の実現に貢献することを目的に、主

として事業者の立場から刑務所出所者や少年院出院者等の就労を支援する活動を行う特定非営利活動法人。

○ 少年院

主に家庭裁判所が少年院送致の決定をした少年を収容し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設。

○ 少年鑑別所

主として家庭裁判所の決定によって送致された少年を収容する他、審判等のため、専門的な知識により鑑別を行う施設。法務少年支援センターとして、地域における非行・犯罪の防止に関する活動も実施している。

ち ○ 地域生活定着支援センター

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関。

○ 地方更生保護委員会

矯正施設の長からの申出等に基づき、仮釈放・仮退院を許すか否かの審理等を行う機関。

と ○ 特別法犯

覚醒剤取締法違反、迷惑防止条例違反等の刑法犯以外の犯罪をいう。

ひ ○ 非行少年

犯罪少年(14歳以上で罪を犯した少年)、触法少年(14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年)、ぐ犯少年(保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年)の総称。

○ BBS会

様々な問題を抱える少年たちと、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年たちの成長を助ける青年ボランティア。

ほ ○ 法務少年支援センター

少年鑑別所が、非行や犯罪に関する専門的知識やノウハウを活用して、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称。具体的には、相談者本人やその保護者からの心理相談、心理検査の実施やワークブック等を用いた指導、非行・犯罪問題に関する講演や研修等を行っている。

○ 暴力追放運動推進センター

暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済を目的として、市民の暴力団排除活動を支援する組織。

○ 保護観察

犯罪等をした人が社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司が、面接等により行状を把握し、遵守事項等を守るよう必要な指示、措置を執ることや自立した生活ができるように住居の確保、就職の援助等を行うことをいう。

○ 保護観察所

犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった人、保護観察付執行猶予となった人に対して、保護観察を行う法務省の機関。

○ 保護司

犯罪や非行をして保護観察を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談に乗ったり、指導を行うボランティアをいう。

み ○ 身元保証制度

就職時の身元保証人を確保できない保護観察対象者等について、民間事業者が1年間身元保証をし、雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度。